

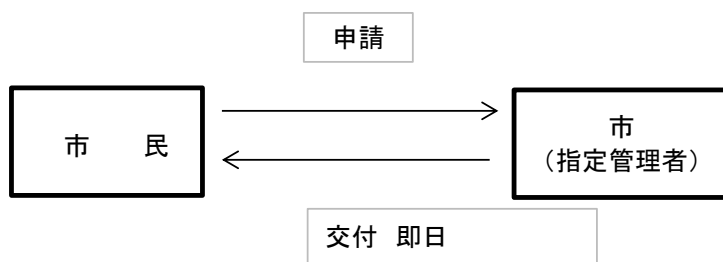
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	松山市男女共同参画推進センターの使用の許可	
処 分 の 概 要	松山市男女共同参画推進センターの使用申請に基づいて使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市男女共同参画推進センター条例 (平成11年条例第29号)	
条 項	第10条第1項	
所 管 課	市民生活課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	<p>松山市男女共同参画推進センター条例第11条の各号に該当しないこと。</p> <p>【根拠法令等】 松山市男女共同参画推進センター条例 (使用の許可) 第10条 センターの施設(第3条第3号から第5号まで及び第12号の施設を除く。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) センターの施設又は附属設備を毀き損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) センターの管理運営上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>松山市男女共同参画推進センター条例施行規則 (使用許可の申請) 第8条 条例第10条第1項の規定によりセンターの施設の使用許可を受けようとする者は、使用日の前日までに松山市男女共同参画推進センター使用許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。